

【 環 境 】

再生可能エネルギー等地域づくり促進事業

(事業開始年度：平成30年度)

— 県 —

事業の目的・概要

本県は日照時間や降水量が多く、バイオマスなどの未利用資源なども豊富に存在していることから、市町村が実施する導入可能性調査や計画策定を支援することにより、地域の特性に応じた再生可能エネルギーの導入を促進し、地域活性化に貢献する。

事業実施主体

市町村

事業期間

平成30年度～令和2年度

対象事業等

【みやざき再生可能エネルギーづくり促進事業】  
県内再生可能エネルギー導入を促進するために市町村が実施する可能性調査や計画策定に対して補助を行う。

補助率

補助率 1 / 2 以内

補助限度額 導入可能性調査 1 件の上限 1 0 0 万円以内  
計画策定 1 件の上限 5 0 万円以内

県内事例

- H 2 5 えびの市：地熱発電の可能性調査  
日之影町：小水力発電の実証調査  
西米良村：バイオマス発電・小水力発電の可能性調査
- H 2 6 日之影町：小水力発電の実証試験  
日之影町：バイオマス熱利用
- H 2 7 日之影町：小水力発電の可能性調査
- H 2 8 西米良村：バイオマス発電の実証実験
- H 2 9 小林市：風力発電の可能性調査

県主管課名	環境森林部 環境森林課 (温暖化・新エネルギー対策担当)	電話番号	2 6 - 7 0 8 4 内線 2 8 2 3
-------	---------------------------------	------	-----------------------------

【 環 境 】

宮崎県単独処理浄化槽転換促進補助事業

(事業開始年度：平成26年度)

— 県 —

事業の目的・概要

生活排水対策を推進するため、合併処理浄化槽（し尿と生活雑排水を処理）の設置について補助を行いその整備促進を図っているが、県内に設置されている浄化槽のうち、単独処理浄化槽（し尿のみを処理）がその約半数を占めていることから、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が生活排水対策を推進する上で大きな課題となっている。

このため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を行う場合において、単独処理浄化槽の撤去費用及び宅内配管工事費を補助することにより合併処理浄化槽への転換を促進し、公共用水域の水質保全につなげることを目的とする。

事業実施主体

市町村

対象事業等及び補助基準

市町村が作成した単独処理浄化槽転換基数計画に基づき、合併処理浄化槽への転換に伴う単独処理浄化槽の撤去に係る費用を補助した場合、9万円を上限とした各市町村要綱に基づく基準額を補助基準とする。また、同様に合併処理浄化槽への転換に伴う宅内配管工事費を補助した場合、30万円を上限とした各市町村要綱に基づく基準額を補助基準とする。

補助率

上述の補助基準額のうち、おおむね1/3（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業を実施する市町村にあつては1/4、各市町村の財政力による補正あり）を県が補助する。

県内事例

宅内配管工事費補助は令和2年度から新設したものであり、現時点での県補助実績はないが、令和2年度事業において10市町村が補助を要望している。

平成31年度（令和元年度）は、単独処理浄化槽の撤去費補助について、11市町村（※）で実績あり。

※延岡市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、高鍋町、新富町、門川町、高千穂町、日之影町

上記のほか、日南市（公共浄化槽等整備推進事業に限る。）、美郷町、五ヶ瀬町についても、補助制度あり。

県主管課名	環境森林部 環境管理課 (水保全対策担当)	電話番号	26-7085 内線2384
-------	--------------------------	------	-------------------

## 宮崎県浄化槽整備事業費補助事業

(事業開始年度：平成元年度)

— 県 —

### 事業の目的・概要

現在県内に設置されている浄化槽は、その約半数がし尿のみを処理する単独処理浄化槽となっている。単独処理浄化槽や汲取り便槽から、し尿と台所や風呂場などから出る生活雑排水をあわせて処理する合併処理浄化槽への転換は生活排水対策を推進する上で大きな課題となっている。本事業は、単独処理浄化槽や汲取り便槽からの転換に伴う合併処理浄化槽の設置について補助を行い、その整備促進を図ることで生活排水対策を推進し、公共用水域の水質保全につなげることを目的としている。

なお、補助の種類としては、個人が浄化槽を設置する「浄化槽設置整備事業」と、市町村が浄化槽を設置する「公共浄化槽等整備推進事業」の2種類となっている。

### 事業実施主体

市町村

### 対象事業等及び補助基準

市町村が作成した単独処理浄化槽転換基数計画に基づき、合併処理浄化槽への転換に伴い本体設置に係る費用を補助した場合、以下の基準額を上限とした各市町村の要綱で定めた基準額を補助基準としている。

表1 宮崎県浄化槽整備事業費補助金基準額

区分	個人設置	市町村設置
5人槽	332,000円	837,000円
6~7人槽	414,000円	1,043,000円
8~10人槽	548,000円	1,375,000円

### 補助率

上述の補助基準額のうち、おおむね1/3（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業を実施する市町村にあつては1/4、各市町村の財政力による補正あり）を県が補助する。

### 県内事例

平成31年度（令和元年度）は宮崎市を除く25市町村で実績あり。  
また、公共浄化槽等整備推進事業については、宮崎市、日南市、綾町で実施されており、そのうち日南市と綾町について県補助金による補助を行っている。

県主管課名	環境森林部 環境管理課 (水保全対策担当)	電話番号	26-7085 内線2384
-------	--------------------------	------	-------------------

【 環 境 】

循環型社会推進研修等支援事業

(事業実施主体が実施する場合の事業名は「4 Rアクションサポート事業」)  
(事業開始年度：平成22年度) — 県 —

事業の目的・概要

資源の節約や廃棄物の排出抑制・再生利用による環境負担軽減を目指した循環型社会の推進を目指し、県民の意識啓発事業を図る。

事業実施主体

宮崎県4 R推進協議会（県からの当該事業補助金を基に以下の事業を実施する。協議会での事業名は「4 Rアクションサポート事業」。）

対象事業等

- 1 補助対象者  
以下の条件を全てを満たすもの
  - (1) 主に県内で活動する法人・団体
  - (2) 定款、寄附行為又は規約等を有し、団体の意思で事業を行うもの
  - (3) 代表者が明らかであること
  - (4) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が、同条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。
- 2 補助対象活動
  - (1) 講演会、研修会、見学会の実施
  - (2) 循環型社会に資するモデル事業の実施
  - (3) 先進的な取組等の県内への導入につながるような調査・研究

補助基準

- 補助対象事業及び経費
- (1) 講演会、研修会、見学会の実施  
→講師謝金・旅費、会場使用料、資料代（備品購入費等を除く）、団体の交通費など。
  - (2) 循環型社会に資するモデル事業の実施  
→事業に係る資材費（備品購入費等を除く）など。
  - (3) 先進的な取組等の県内への導入につながるような調査・研究  
→調査にかかる旅費、研究資料等の購入費用（備品購入費等を除く）、相手方への謝金など。

補助率

補助対象経費の10/10以内（上限30万円）  
ただし、(1)・(2)に係る交通費等については1/2、(3)の「調査にかかる旅費」については1人当たり10万円を超えないこと。

県内事例

- 補助実績は次のとおり  
令和元年度・・・9件  
《事業例》
- ・エコバッグ作り体験会
  - ・県外のフードバンク活動視察
  - ・環境イベントの開催
  - ・食材を無駄にしない料理教室
  - ・環境施設見学
  - ・サーマルリサイクルに関する講演会

県主管課名	環境森林部 循環社会推進課 (企画・リサイクル担当)	電話番号	26-7081 内線2393
-------	-------------------------------	------	-------------------

## 循環型社会形成推進交付金事業

(事業開始年度：平成17年度) — 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 —

### 事業の目的・概要

廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とする。

### 事業実施主体

人口5万人以上又は面積400k㎡以上の計画対象地域を構成する市町村（一部事務組合等を含む。過疎地域、山村地域等は特例として対象）

### 対象事業等

市町村が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」（概ね5か年）に基づき実施される次の施設整備等について交付。

- |                  |                          |
|------------------|--------------------------|
| ①マテリアルリサイクル推進施設  | ②エネルギー回収型廃棄物処理施設         |
| ③有機性廃棄物リサイクル推進施設 | ④最終処分場                   |
| ⑤最終処分場再生事業       | ⑥廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業       |
| ⑦漂流・漂着ごみ処理施設     | ⑧コミュニティ・プラント             |
| ⑨浄化槽設置整備事業       | ⑩公共浄化槽等整備推進事業            |
| ⑪施設整備に関する計画支援事業  | ⑫廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業 |

### 補助基準

交付期間：循環型社会形成推進地域計画ごとに、交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度から概ね5年以内  
 ※交付金は、地域計画に位置付けられた施設間の流用及び対象事業の年度間の流用が可能である。

### 補助率

補助対象経費の1/3以内  
 ただし、②⑥⑨⑩及び⑪の一部については補助対象経費の1/2以内

### 県内事例

- ・マテリアルリサイクル推進施設 日南市（平成27年度～28年度）
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設 都城市（令和元年度～令和4年度）  
日南市・串間市（平成29年度～令和元年度）
- ・最終処分場  
延岡市（平成22年度～平成25年度）  
都城市（平成23年度～平成25年度）
- ・廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業  
日向東臼杵広域連合（平成22年度～平成26年度）  
日南市（平成26年度） 小林市（令和元年度～令和2年度）
- ・施設整備に関する計画支援事業  
串間市（平成28年度）  
都城市（令和元年度）
- ・浄化槽設置整備事業
- ・公共浄化槽等整備推進事業

### 参 考

環境省 循環型社会形成推進交付金サイト  
[http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r\\_network/](http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/)

県主管課名	環境森林部 循環社会推進課 (企画・リサイクル担当)	電話番号	26-7081 内線2389
-------	-------------------------------	------	-------------------

## 廃棄物処理施設整備交付金事業

(事業開始年度：平成27年度)

— 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 —

### 事業の目的・概要

大規模災害発生時における災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向けて、平時からの備えとして地域の廃棄物処理システムを強靱化するために実施される廃棄物処理施設整備等に対して交付される交付金。

### 事業実施主体

人口5万人以上又は面積400k㎡以上の計画対象地域を構成する市町村(一部事務組合等を含む。過疎地域、山村地域等は特例として対象)

### 対象事業等

市町村が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」(概ね5か年)に基づき実施される次の施設整備等について交付。

- ①マテリアルリサイクル推進施設
- ②エネルギー回収型廃棄物処理施設
- ③最終処分場
- ④最終処分場再生事業
- ⑤廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業
- ⑥施設整備に関する計画支援事業
- ⑦廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業
- ⑧災害廃棄物処理計画策定支援事業

### 補助基準

交付期間：循環型社会形成推進地域計画ごとに、交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度から概ね5年以内  
 ※交付金は、地域計画に位置付けられた施設間の流用及び対象事業の年度間の流用が可能である。

### 補助率

補助対象経費の1/3以内  
 ただし、②及び⑤の一部については補助対象経費の1/2以内

### 参 考

環境省 循環型社会形成推進交付金サイト  
[http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r\\_network/](http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/)

県主管課名	環境森林部 循環社会推進課 (企画・リサイクル担当)	電話番号	26-7081 内線2389
-------	-------------------------------	------	-------------------

## 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金 (先進的設備導入推進事業) 事業

(事業開始年度：平成27年度) — 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 —

**事業の目的・概要**

二酸化炭素の排出抑制を目的として実施される廃棄物処理施設整備事業等に対して交付される交付金。

**事業実施主体**

人口5万人以上又は面積400km<sup>2</sup>以上の計画対象地域を構成する市町村(一部事務組合等を含む。過疎地域、山村地域等は特例として対象)

**対象事業等**

市町村が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」(概ね5か年)に基づき実施される次の施設整備等について交付。

- ① エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業
- ② 廃棄物処理施設への先進的設備導入事業
- ③ 施設整備に関する計画支援事業
- ④ 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業

**補助基準**

交付期間：循環型社会形成推進地域計画ごとに、交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度から概ね5年以内

※交付金は、地域計画に位置付けられた施設間の流用及び対象事業の年度間の流用が可能である。

**補助率**

- ① 補助対象経費の1/3以内(一部については補助対象経費の1/2以内)
- ② 補助対象経費の1/2以内
- ③ 補助対象経費の1/3以内
- ④ 補助対象経費の1/3以内

**県内事例**

廃棄物処理施設への先進的設備導入事業  
日南市(平成27年度)

**参 考**

環境省 循環型社会形成推進交付金サイト  
[http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r\\_network/](http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/)

県主管課名	環境森林部 循環社会推進課 (企画・リサイクル担当)	電話番号	26-7081 内線2389
-------	-------------------------------	------	-------------------

## 宮崎県海岸漂着物等地域対策推進事業

(事業開始年度：平成28年度)

— 県 —

<b>事業の目的・概要</b>	海域及び海岸域における自然・生活環境の保全を図るため、海岸漂着物等地域対策推進事業を行う市町村等に対して補助金を交付する。
<b>事業実施主体</b>	市町村等（一部事務組合及び広域連合を含む。）
<b>対象事業等</b>	<p>1 海岸漂着物等の回収・処理に係る事業 海岸漂着物等の回収・処理に係る事業（民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。）及び海洋漂着物等の回収・処理に係る調査研究の事業</p> <p>2 海岸漂着物等の発生抑制対策に係る事業 海岸漂着物等の発生の抑制に係る普及・啓発、調査・研究、関係者間の連携・協力等の事業（民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。）</p>
<b>補助基準</b>	<p>補助対象事業及び経費 本事業を行うために必要な経費 →報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費（施設等の造成・製造・整備・改造に要する経費を除く。）、備品購入費、並びに負担金、その他知事が必要と認める経費</p>
<b>補助率</b>	<p>補助対象経費の7/10以内 （一部については補助対象経費の8/10以内、9/10以内、10/10以内）</p>
<b>県内事例</b>	<p>海岸漂着物等の回収・処理に係る事業 宮崎市（平成28年度・平成29年度・平成30年度・令和元年度） 串間市（平成30年度） 高鍋町・川南町・門川町（令和元年度）</p>

県主管課名	環境森林部 循環社会推進課 (企画・リサイクル担当)	電話番号	26-7081 内線2389
-------	-------------------------------	------	-------------------